

知っていますか？

介護保険の知恵袋④

今回は、要支援・要介護状態になる前から、
住み慣れた町で、できるだけ自立した生活を送るための地域支援事業について解説します。

住み慣れた町で健やかに！ 地域支援事業って何？

地域支援事業の役割とは？

近い将来、自分や家族が要支援・要介護になることを想像している人は、どの位いるのでしょうか？

まだまだ大丈夫と思っている時から、より健康的に活動的な生活することを目的として、各市区町村が実施する「地域支援事業」があります。これは、介護サービス、介護予防サービスと並ぶ介護保険制度の3つの柱の一つで、その役割に大きな期待がかかっています。

地域支援事業は、要支援・要介護状態になった時はもちろんですが、本来その状態になる前から、一人ひとりの生活環境に応じた予防を支援し、住み慣れた町で、できる限り自立した日常生活を送ることを目的としてスタートしました。



65歳以上の方が対象

地域支援事業における介護予防事業の対象者は65歳以上の人で、介護や支援が必要な状態を3つの段階に区分して介護予防を呼びかけています。

まずは、支援や介護が必要でない人も含め、すべての人を対象に生活機能の維持や向上を図る一次予防となる対策です。

次に、要支援や要介護状態になる可能性の高い人が対象となる二次予防の対策です。二次予防の対象者となる高齢者は「特定高齢者」と呼ばれ、生活機能の低下を早期に発見し、それに応じて迅速な対応を行うことを目標としています。

さらに、すでに要支援や要介護状態の人には、改善や重度化を防ぐための目的で、三次予防の対策が行われますが、介護予防事業の主な役割は、先に挙げた一次予防と二次予防の人が対象となります。

地域支援事業の 様々なサービスを受けるには

はじめに、市区町村が実施している基本健



康診断を受診し、その後、介護予防の生活機能評価を受けます。評価の診査は、問診、身体測定、基本チェックリストを活用した生活機能の低下の可能性の確認です。その後、担当医が総合的に判断し、さらに健診担当医により生活機能評価の総合判定がされます。

特別な診察や入院などは必要ありませんので、65歳以上になったら介護予防の生活機能評価を受けることをお勧めします。

具体例として、65歳以上の単身世帯の人で調理が困難な場合で、低栄養のおそれがある人を対象に昼食の配給サービスを受けることができますし、ほかにも見守りサービス、地域サロンへの参加もできます。また、要支援や総合判定の結果により、訪問型サービス（訪問型介護）や通所型サービス（通所型による介護予防）を受けることもできます。

監修
小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。「介護保険外サービスのススメ」などの著書がある。